

令和7年 6月 1日

一宮市病院事業施設管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第 13号

一宮市病院事業施設管理規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業施設管理規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(禁止行為) 第11条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(3) 略 <u>(4)～(9)</u> 略	(禁止行為) 第11条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 撮影、録音、録画、放送又はインターネットを利用した配信その他これらに類する行為(管理者が必要と認めるものを除く。)</u> <u>(5)～(10)</u> 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。